

青森県工賃向上計画（青森県障害福祉サービス
実施計画（第6期計画））に基づく工賃向上に
向けた具体的取組方針について

令和3年4月

青森県健康福祉部障害福祉課

1. 取組方針の概要について

(1) 趣旨

指定就労継続支援B型事業所の利用者の工賃の向上を図るため、これまで本県では平成20年3月に策定した「青森県工賃倍増計画」、平成25年10月に策定した「青森県工賃向上計画」及び平成31年2月に策定した「青森県工賃向上計画」に基づき、工賃水準を引き上げる様々な支援を実施してきたところである。

その結果、県内事業所の平均工賃額は年々上昇してきたところであるが、なお目標とする工賃水準には達していない状況であることから、引き続き工賃の向上に努めていく必要があるものである。それに伴い、令和3年度から令和5年度までの工賃向上計画として、令和3年3月に策定した「青森県障害福祉サービス実施計画（第6期計画）」において、令和5年度における目標工賃額を定めたところであるが、目標工賃達成のための当該期間における具体的な取組方針を定めることにより、障害者の工賃向上に向けた支援を図っていくものである。

(2) 対象期間

「青森県障害福祉サービス実施計画（第6期計画）」に基づき、令和3年度から令和5年度までの取組方針とする。

(3) 対象事業所

県内の指定就労継続支援B型事業所を対象とする。

（令和3年4月1日現在の対象事業所数：231事業所）

2. これまでの工賃向上に向けた取組について

(1) 青森県工賃倍増計画

授産施設等において生産活動に従事している障害者の工賃水準を引き上げるにより、地域における自立した生活の実現と、一般就労等への移行の促進を図ることを目的として、授産施設（身体・知的・精神障害、小規模通所授産施設を含む。）及び指定就労継続支援B型事業所を対象として、平成23年度末の目標工賃を定め、目標の実現に向けて取組を進めることとし、平成19年度において「青森県工賃倍増計画」を策定。

「青森県工賃倍増計画」における平成23年度末の目標工賃は、計画策定時に参考にした平成18年度における全国平均工賃月額である12,222円とし、計画策定当時の県内の授産施設（身体・知的・精神障害、小規模通所授産施設を含む）及び指定就労継続支援B型事業所の平均工賃9,310円の倍の額である18,000円を早期に達成することを目指した。具体的な実施事業は以下のとおりである。

ア. 工賃倍増支援事業

工賃倍増計画に基づき、障害者の工賃アップに向けた施設・事業所の取組を支援するため、中小企業経営診断士等専門家を施設・事業所に派遣し、工賃引き上げ計画策定等に関する指導・助言を実施。

イ. チャレンジド・ショップ応援事業

工賃の向上を図るため、各事業所による共同販売事業を展開。

【チャレンジド・ショップ応援事業の取組について】

事業所名	取組内容
こだわりの店つぼみ (社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団)	青森市内のアンテナショップ「つぼみ」において、各事業所で作成した製品（パン、ジャム、椎茸等）を販売。
ふらわーずぶるーむ (社会福祉法人阿闍羅会)	大鰐町内のアンテナショップ「ふらわーずぶるーむ」において、各事業所で作成した製品（パン、ジャム、椎茸等）を販売。
福祉の駅下長店 (社会福祉法人ユートピアの会)	八戸市内のアンテナショップ「福祉の駅下長店」において、各事業所で作成した製品（パン、ジャム、ケーキ、リサイクル商品等）を販売。

(2) 青森県工賃向上計画

平成23年度末で終了した青森県工賃倍増計画の実施により得られた成果や課題を踏まえ、併せて平成24年4月に国から示された「『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針」に基づき、平成26年度までの目標工賃を定め、目標の実現に向けて取組を進めることとして、平成25年10月に「青森県工賃向上計画」を策定した。

目標工賃額の設定にあたっては、県内の各指定就労継続支援B型事業所が設定した各年度の工賃の目標水準の平均額を、県における目標工賃として設定した。

具体的な実施事業は以下のとおりである。

ア．がんばろう障害者元気ショップ事業

- ① 前計画時に実施したチャレンジド・ショップ応援事業から継続して、各事業所による共同販売事業を実施。
- ② 共同販売している店舗への中小企業診断士派遣による店舗運営・販売に関する指導・助言の実施。

イ．障害者就労継続支援事業所経営力向上支援事業

- ① 複数の事業者が共同して受注、販売等を行う「共同受注窓口」の設置準備。
- ② 各事業所の代表者や管理者等を対象に、経営アドバイザーによる工賃向上計画の策定と工賃向上計画に沿った事業の進め方、会計の知識等に関する研修会の開催。
- ③ 指定就労継続支援B型事業所を対象とした、工賃向上の基本的な考え方やマーケティングの基礎等に関する経営講習会の開催。
- ④ 各事業所が生産した製品やサービスを紹介する合同展示・即売会の開催。

(3) 青森県工賃向上計画（青森県障害福祉サービス実施計画（第4期計画））

平成27年度から平成29年度までの工賃向上計画として、平成27年3月に策定した「青森県障害福祉サービス実施計画（第4期計画）」において、平成29年度目標工賃額を定め、引き続き平均工賃の向上を目指すこととした。

目標工賃額の設定にあたっては、県内の各指定就労継続支援B型事業所が設定した各年度の工賃の目標水準の平均額を、県における目標工賃として設定した。

加えて、目標工賃達成のための具体的な取組方針を平成28年8月に定め、工賃向上に向けた支援を図ることとした。

具体的な実施事業は以下のとおりである。

ア．複数の事業所が共同して受注、販売等を行う「共同受注窓口」の設置及び運営支援

- ① 県内3地域（東青、中南、三八地域）に共同受注窓口を設置し、設置初年度に係る経費の一部を補助。
- ② 障害者の就労及び共同受注の仕組みについて専門的なノウハウを有する経営アドバイザーの派遣による共同受注体制の運営支援。
- ③ 経営アドバイザーの派遣により得られた成果事例等を紹介し、同様の効果を他の事業所にも波及させていくことを目的とした事例発表会の実施。

イ．各事業所の代表者や管理者等を対象に、経営アドバイザーによる工賃向上計画の策定と工賃向上計画に沿った事業の進め方、会計の知識等に関する研修会の開催。

ウ．比較的高い工賃を得ている県内の事業所が実施しているパン・菓子製造に着目し、高い工賃を得るための方策の検討及び課題解決を図ることを目的とした研修

会の開催。

エ. 障害者の職域拡大や収入拡大の方策の一つとなる障害者の農業分野での就労活動に着目し、生産活動として農業を実施している事業所において収穫された農作物等を一堂に集めて販売する農福連携マルシェ（市場）の開催。

オ. 「障害者優先調達推進法」に基づく障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進。

① 県における調達方針を毎年度作成するとともに、当該方針に基づいた調達の実施。

② 優先調達に向けた市町村の取組推進を図るため、県ホームページにおける各市町村の調達方針作成状況及び調達実績の公開。

(4) 青森県工賃向上計画（青森県障害福祉サービス実施計画（第5期計画））

平成30年度から令和2年度までの工賃向上計画として、平成30年3月に策定した「青森県障害福祉サービス実施計画（第5期計画）」において、令和2年度目標工賃額を定め、引き続き平均工賃の向上を目指すこととした。

目標工賃額の設定にあたっては、県内の各指定就労継続支援B型事業所が設定した各年度の工賃の目標水準の平均額を、県における目標工賃として設定した。

加えて、目標工賃達成のための具体的な取組方針を平成31年2月に定め、工賃向上に向けた支援を図ることとした。

具体的な実施事業は以下のとおりである。

ア. 農福連携の推進

① 障害者の職域拡大や収入拡大の方策の一つとなる障害者の農業分野での就労活動に着目し、生産活動として農業を実施している事業所において収穫された農作物等を一堂に集めて販売する農福連携マルシェ（市場）の開催。

② 農福連携推進事業として、農林水産部局において実施している農業者と事業所との求人・求職情報の共有体制の構築及び障害者の就労環境の向上に係る取組への支援。

イ. 関係機関による販売促進情報提供体制の構築

県内の各圏域ごとに、指定就労継続支援B型事業所、市町村、企業、商工関係団体等の関係機関による協議会を設置し、事業所の物品や役務の受注及び販売促進に関する意見交換・連絡調整等を行い、効率的な販売促進等に繋げる。

ウ. 工賃向上計画の作成支援

月額工賃が県平均の半分となっている低工賃の事業所に対して、アドバイザー（中小企業診断士等）が実地の指導に出向き、工賃向上のための課題の把握、工賃向上計画の作成を指導。

エ. 「障害者優先調達推進法」に基づく障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進県としての調達方針を毎年度作成するとともに、目標額の設定により調達方針に基づいた積極的な取組を実施。

3. 工賃実績について

(1) 指定就労継続支援B型事業所の平均工賃（月額）の推移

平成24年度から令和元年度までの8年間における指定就労継続支援B型事業所の平均工賃（月額）の推移は、以下のとおりである。

平均工賃（月額）は全国平均を下回ってはいるものの、対前年度比は全国平均と比較して増加傾向にあることがわかる。

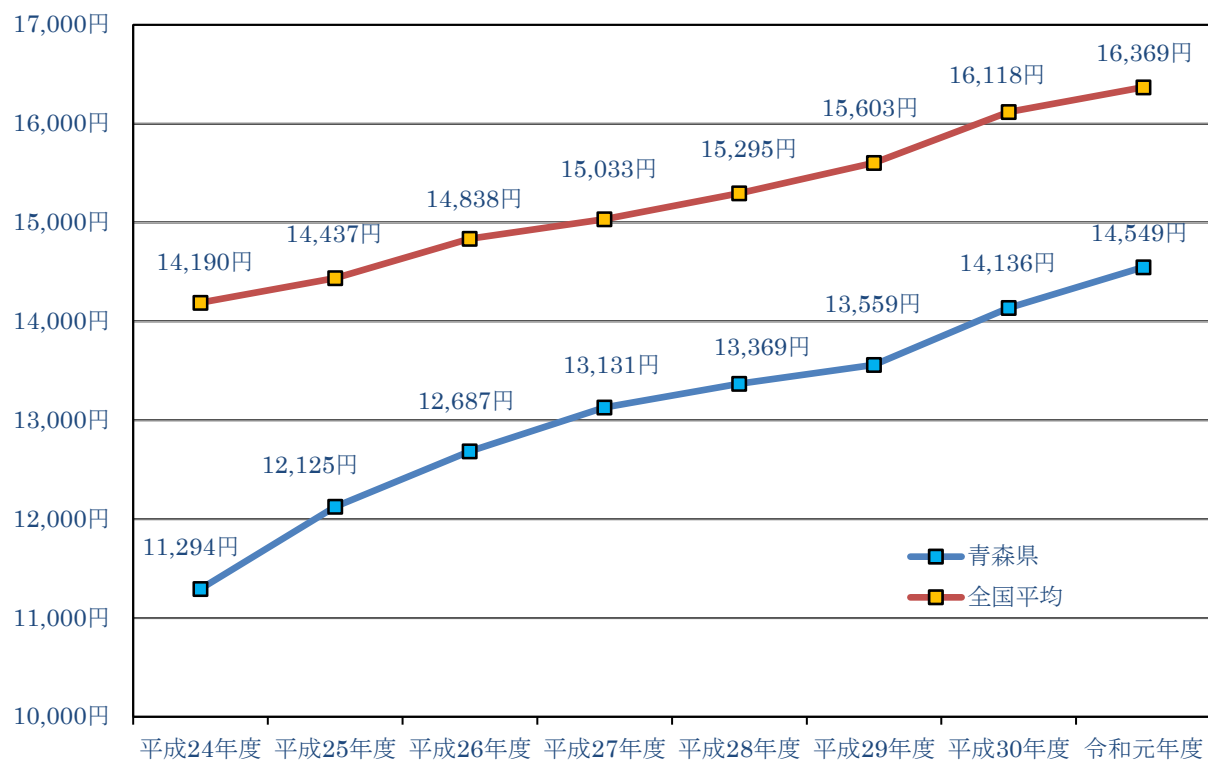
【県内の事業所における平均工賃（月額）の推移】

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
11,294円	12,125円	12,687円	13,131円
	対前年度比 7.3%増	対前年度比 4.6%増	対前年度比 3.5%増
平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
13,369円	13,559円	14,136円	14,549円
対前年度比 1.8%増	対前年度比 1.4%増	対前年度比 4.2%増	対前年度比 2.9%増

【参考：全国の平均工賃（月額）の推移】

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
14,190円	14,437円	14,838円	15,033円
	対前年度比 1.7%増	対前年度比 2.7%増	対前年度比 1.3%増
平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
15,295円	15,603円	16,118円	16,369円
対前年度比 1.7%増	対前年度比 2.0%増	対前年度比 3.3%増	対前年度比 1.5%増

【平均工賃（月額）の全国平均との比較】



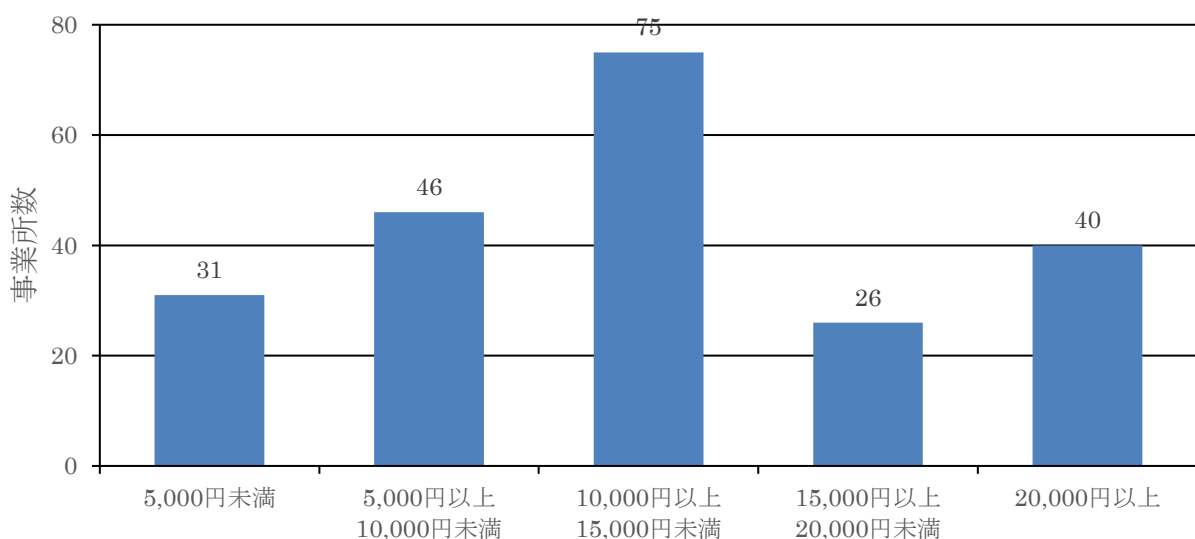
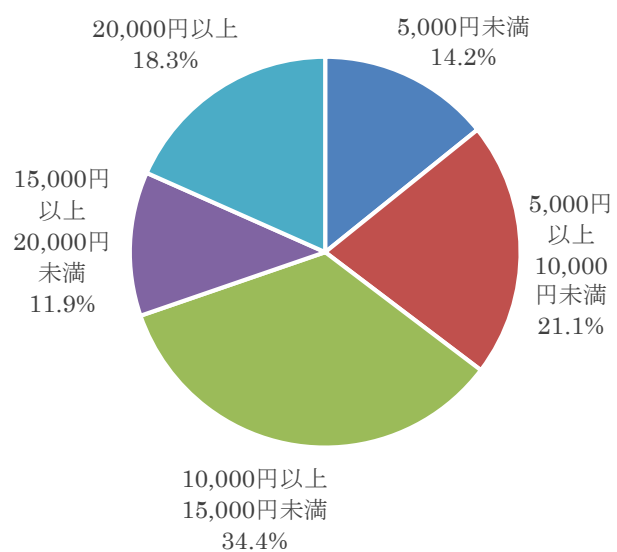
(2) 工賃実績（月額）区分別の事業所数及び構成比

令和元年度の工賃実績（月額）について、工賃区分別の事業所数及び構成比は以下のとおり。

これによると、工賃実績（月額）が10,000円以上15,000円未満の事業所が最も多いことがわかる。また、工賃実績（月額）が全国平均を大きく上回る20,000円以上の事業所が全体の約20%を占めているが、工賃実績（月額）が5,000円未満の事業所も全体の約15%を占めており、平均工賃（月額）に影響を及ぼしているといえる。

【令和元年度工賃実績（月額）区分別の事業所数及び構成比】

工賃実績 （月額）区分	事業所数	構成比
5,000円未満	31	14.2%
5,000円以上 10,000円未満	46	21.1%
10,000円以上 15,000円未満	75	34.4%
15,000円以上 20,000円未満	26	11.9%
20,000円以上	40	18.3%
計	218	



4. 目標工賃について

(1) 目標工賃の考え方

令和3年3月10日付け障発0310第5号により厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が示した「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針において、目標工賃は各都道府県における生活水準や最低賃金、障害者の経済状況などを踏まえ、適正な水準を設定することとされている。

当県においては、県内の各指定就労継続支援B型事業所が設定した各年度の工賃の目標水準の平均額を、目標工賃とするもの。

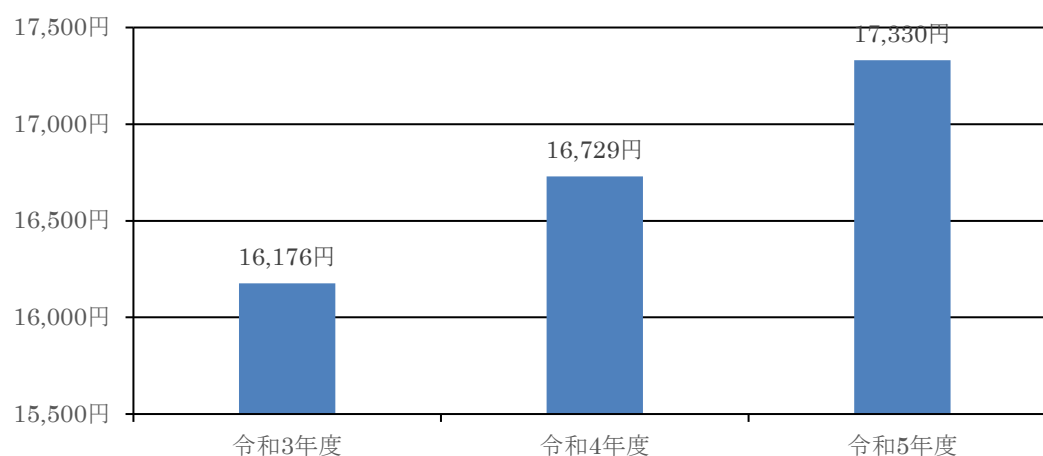
(2) 目標工賃

県内の各指定就労継続支援B型事業所が設定した各年度の工賃の目標水準を集計し、設定した目標工賃は、次のとおりである。

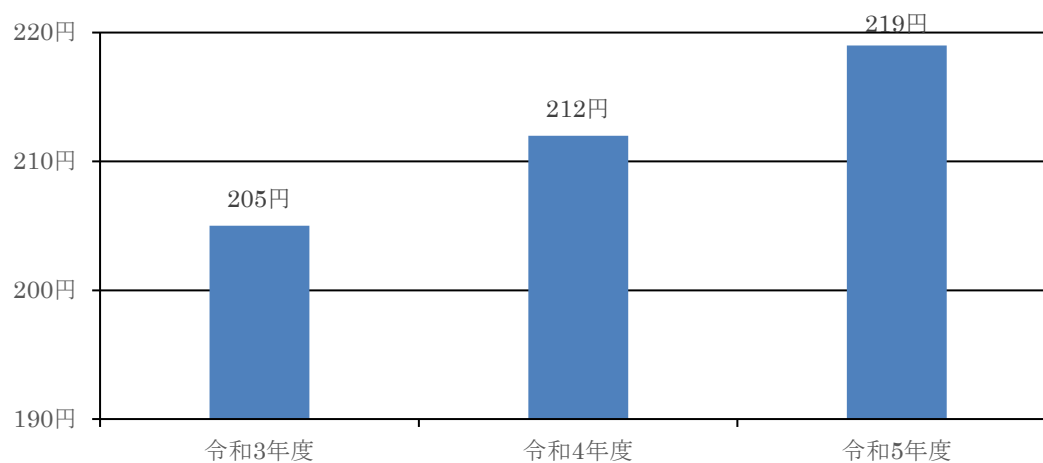
【各年度における目標工賃】

	(参考) 令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
月額	15,501円	16,176円	16,729円	17,330円
		対前年度比 4.3%増	対前年度比 3.4%増	対前年度比 3.5%増
時間額	197円	205円	212円	219円
		対前年度比 4.0%増	対前年度比 3.4%増	対前年度比 3.3%増

【目標工賃（月額）】



【目標工賃（時間額）】



5. 工賃向上に対する意識について

令和2年10月に県内の指定就労継続支援B型事業所に対し、工賃向上に対する意識について照会した結果、以下のとおり回答を得る。

(1) 工賃向上計画作成の有無（回答事業所数：180か所）

「作成している」と回答した事業所数は、134か所（74.4%）となった。多くの事業所において、工賃向上計画を作成していることがわかるが、回答事業所の2割以上が、工賃向上に向けた具体的方策等を定める工賃向上計画を作成していないといえる。

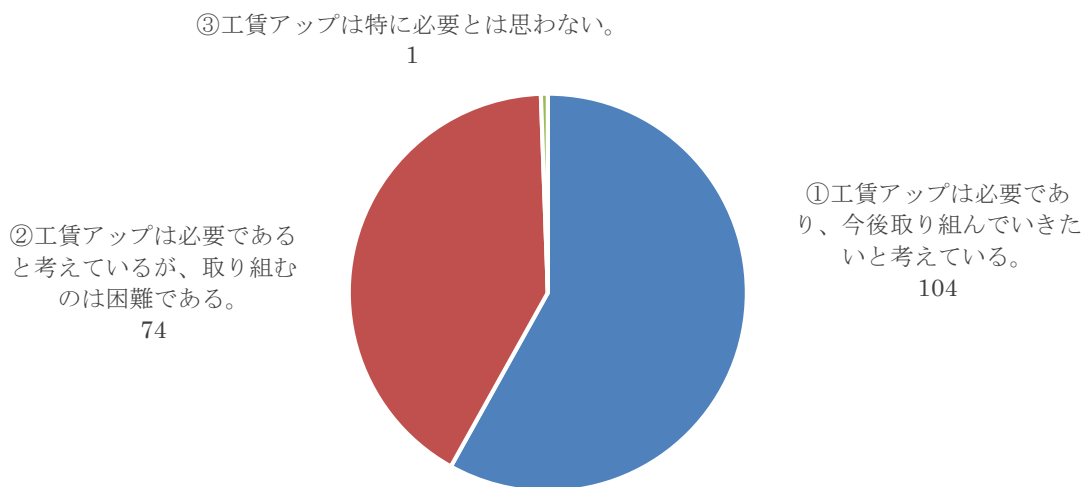
(2) 工賃向上に対する意識（回答事業所数：179か所）

県内の指定就労継続支援B型事業所における工賃向上に対する意識及び現状等について、次の点が挙げられる。

- ・ 半数以上の事業所が、工賃向上は必要であると考えている。
- ・ 一方で、実際に工賃向上に取り組むのは困難であるとする事業所も相当数あり、その理由として、「作業力が低い利用者もおり、現実的に無理がある」、「景気の影響により、売り上げを伸ばすことができない」、「作業量を増やすと職員の負担も増加し、結果的に利用者への処遇にも影響を及ぼしてしまう」などの意見が多い。
- ・ 工賃向上に取り組むのは困難であるとする理由の中で、「景気の影響により、売り上げを伸ばすことができない」が2番目に多いが、これは新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、各事業所における作業が例年よりも実施できていない状況を指しているものと考えられる。

【工賃向上に対する意識及びその理由】

回答内容	事業所数	
① 工賃アップは必要であり、今後取り組んでいきたいと考えている。	104	
② 工賃アップは必要であると考えているが、取り組むのは困難である。 (理由：複数回答)	74	
・ 利用者やその家族が望んでいない。	4	4
・ 工賃アップに向けた作業指導よりも、生活支援を優先する必要がある。	30	30
・ 作業力が低い利用者もあり、現実的に無理がある。	62	62
・ 景気の状態により、売り上げを伸ばすことができない。	44	44
・ これ以上作業に係るコストを削減できない。	10	10
・ 作業量を増やすと職員の負担も増加し、結果的に利用者への処遇にも影響を及ぼしてしまう。	41	41
・ その他	10	10
③ 工賃アップは特に必要とは思わない。	1	











6. 今後の方策について

(1) 各指定就労継続支援B型事業所における今後の方策(回答事業所数:174か所)

県内の各指定就労継続支援B型事業所が工賃向上のため、令和3年度から令和5年度までに取り組む具体的方策について検討している事項を照会した結果、以下のとおり回答を得る。

【各指定就労継続支援B型事業所における今後の方策】

検討している事項	件数 (複数回答)	
管理者・職員の意識改革、研修会参加	22	 22
新規作業の開拓、新商品の開発	75	 75
現在の作業量・生産量の拡大	78	 78
作業内容の分析・再検討	32	 32
利用者の技術・作業能力の向上、品質の向上	30	 30
コスト削減、業務の効率化	28	 28
自治体・地域の企業・共同受注窓口等との連携	30	 30
その他(利用者増員、職場環境・設備の改善等)	20	 20

調査の結果、各事業所では、主に「現在の作業量・生産量の拡大」及び「新規作業の開拓、新商品の開発」について検討していることが確認された。これは、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、各事業所における作業が例年よりも実施できていない状況への対策であると考えられる。

令和3年度の報酬改定により、就労継続支援B型の基本報酬は、平均工賃月額に応じて今まで以上に細分化された。よって、各事業所においても工賃向上及び安定運営を図る観点から、さらに工賃向上に向けた取組を図っていく必要性が生じているところである。

(2) 県における具体的な取組内容

県としても、指定就労継続支援B型事業所における上記取組を鑑み、工賃向上に資する効果的な支援を図っていく必要がある。

ア. 農福連携の推進

- ① 障害者の職域拡大や収入拡大の方策の一つとなる障害者の農業分野での就労活動に着目し、生産活動として農業を実施している事業所において収穫され

た農作物等を一堂に集めて販売する農福連携マルシェ（市場）の開催を、県内6か所に設置された共同受注窓口に委託する。

- ② 農福連携推進事業として、農林水産部局において実施している農業者と事業所との求人・求職情報の共有体制の構築及び障害者の就労環境の向上に係る取組への支援を行う。

令和4年度以降は、各事業所が実施可能な農作業を具体的に把握・リスト化して、上記の求人・求職情報の共有体制に使用する。

- ③ 生産活動として農業を実施しており、かつ工賃実績が高い事業所及び農業組合等に訪問して、工賃向上に向けての取組や今後の課題について把握する。

イ. 関係機関による販売促進情報提供体制の構築

県内の各圏域に、指定就労継続支援B型事業所、市町村、企業、商工関係団体等の関係機関による協議会を設置し、事業所の物品や役務の受注及び販売促進に関する意見交換・連絡調整等を行い、効率的な販売促進等に繋げる。

ウ. 工賃向上計画の作成支援

- ① 昨年度の工賃実績（月額）が県平均の半分となっている低工賃の事業所に対して、アドバイザー（中小企業診断士等）が実地の指導に出向き、工賃向上のための課題の把握、工賃向上計画の作成を指導する。

- ② 令和3年3月11日付け事務連絡により厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課が示した「「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針」の取扱いについて」において、算定する基本報酬に関わらず、各事業所は特別な事情がない限り工賃向上計画を作成することとされている。よって、県内の事業所に対して工賃向上計画の作成を周知する。

エ. 「障害者優先調達推進法」に基づく障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進県としての調達方針を毎年度作成するとともに、目標額の設定により調達方針に基づいた積極的な取組を実施。